

Title	王禹君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.8 (2025. 8) ,p.109- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250828-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

多くは、本論文は専門家・一般読者に広く読まれる価値のあるものと考え、単著として公刊することを推奨しているほどである。したがって、審査員一同は、本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに十分値するものと判断し、その旨を法学研究科に報告する次第である。

令和六年 二月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・PhD in Politics	大 串 敦
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（政治学）	井 上 正 也
副査	慶應義塾大学名誉教授 法学 博士	赤 木 完 爾
副査	早稲田大学政治経済学術院教授 博士（歴史学）、博士（法学）	シムラトヤロベラ

王禹君学位請求論文審査報告

王禹君から提出された博士学位請求論文「権威主義体制における情報と政治の計量分析——現代中国を事例として——」は、権威主義国家の指導者が体制と政権の維持を目指していかに「情報」を活用しているかについて、現代中国を対象に分析したものである。権威主義国家の指導者は国内統治を意図して、強権的に反抗を抑圧する策を取ることもあれば、幅広く協力を調達するために潜在的かつ柔軟な策を取ることもあると考えられる。本論文は後者、特に「情報」の活用を通じて、中国の中央指導者が国内の様々な主体から協力を調達しようとする様に注目する。本論文はその実態を、多様な文書や膨大なデータに基づき、質的・量的に分析した。その成果は、序章、本編六章、終章および参考文献目録を合わせて二五九頁にまとめられている。これには、『法学政治学論究』に掲載された二編の論文も含まれる。

論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序 章

一、研究の背景と問題意識

二、本論文の構成

第一章 権威主義体制における政権維持と情報

一、はじめに

二、先行研究

三、権威主義体制下における政権維持のための戦略選

択に関する分析枠組み

四、おわりに

第二章 情報取得方式としての通報——習近平時代にお

ける「挙報」の制度と結果——

一、はじめに

二、先行研究

三、データと研究方法

四、分析結果

五、ディスカッション

六、おわりに

第三章 情報リークにおける役割分担——『人民日報』

の評論に対するテキストマイニング——

一、はじめに

二、『人民日報』と『人民日報』の評論

三、先行研究

四、データと分析方法

五、分析の結果

六、おわりに

第四章 政府に不利な情報のリーク——『人民日報』の

読者投書ページはいかに政府機関を批判するの

か——

一、はじめに

二、先行研究

三、『人民日報』の読者投書ページ

四、データと分析方法

五、分析結果

六、おわりに

第五章 メディアに対する情報コントロールは失敗した

か——『人民日報』の読者投書ページが政府を

批判する原因について——

一、はじめに

二、先行研究

三、分析枠組みと仮説

四、データと分析方法

五、分析結果

六、デイスカッション

七、おわりに

第六章 研究者と権威主義体制との協力関係の形成――

中国国家社会科学基金による実証分析――

一、はじめに

二、先行研究

三、中国共産党の対知識分子政策

四、国家社会科学基金の概況

五、データと分析方法

六、分析結果

七、デイスカッション

八、おわりに

終 章

一、本論文の結論

二、本論文の含意

三、本論文の課題と展望

参考文献

論文の概要

以下に本論文の構成を述べる。序章では、研究の背景と問題意識、また本論文の構成が提示される。まず本研究の背景には、民主化の「第三の波」等において様々な権威主義国家が変容した一方で、中国の体制が今日まで持続しているのはなぜか、という問題意識がある。比較政治学ではこの要因として、中国指導者による国内統治制度の確立と強化、経済成長の「果実」の分配、反抗に対する強権的な抑圧策等が指摘されてきた。ここで本論文は、中国の体制と統治の脆弱性を前提とすると、より潜在的かつ柔軟な形で国内の協力を調達する策が取られる可能性もあることに注目する。それはとりわけ、中央指導者が国内の多様な情報を取得し、リークし、コントロールするという「情報活用戦略」に現れるとする。そこで本論文はその具体的な研究目的を、権威主義体制における体制・政権維持策としての情報活用の実態解明に置くのである。この目的のために、本論文は第一章で先行研究の整理を踏まえて理論的・分析的枠組みを提示し、続く第二章から第六章において質的・量的分析を行い、最後に終章で結論・展望・課題を述べている。

第一章は、権威主義体制における指導者の政権維持策、

特に情報活用に関する先行研究を整理し、本研究の対象と意義を定義した上で、理論的・分析的枠組みを示すことを試みている。ここでは合理的選択論や制度論を通じて、政権の治者（指導者やその統治連合）が被治者（統治連合に入らないエリートや市民）に対して、強権的に反抗を抑圧する戦略や、より柔軟に協力を調達する戦略を採り得ることを導いている。治者の被治者に対する相対的交渉力や戦略遂行の取引費用の多寡が、これらの戦略の選択に影響するとする。治者にとって情報を活用することは、後者の取引費用の抑制に役立つと考えられている。すなわち、治者は情報の収集・提供・管理等を通して、被治者の主観（信頼・信念・合理性等）やふるまいに影響を与え、協力を引き出すことができるという。本論文はこのような整理・推論を基に、他の権威主義国家の実例を紹介する。そして、情報活用を通じた協力調達策に関する実証研究の蓄積が十分でないことに触れ、本論文がこの部分で貢献することが、権威主義体制における統治技法の多元性の理解に役立つとするのである。本論文はこの点を政治学的意義と捉え、第二章以下で実証分析を行っていく。

実証分析の冒頭部にあたる第二章は、治者の情報取得の方式としての「挙報」つまり通報を分析する。権威主義体

制の指導者は、統治を脅かす主体・事象に関する情報の取得を必要とする。本章は他国に関する先行研究を踏まえ、現代中国における通報の様態と機能を浮き彫りにしようとする。通報は文化大革命後に急減したが、習近平政権下では再び増加している。本章は、中国政府の公文書、国営メディア（『人民日報』）の記事、及び刑事裁判の判決文等の資料を基に、習近平時代の通報について詳細に分析している。

この分析を通じて、次のような特徴が明らかになった。第一に、通報は市民社会をコントロールするために利用される場合もあるが、習近平政権では統治連合から漏れた幹部や地方の幹部が主要な通報の対象となっている。つまり現代中国では、通報は政治エリート層をコントロールする手段としても機能している。第二に、中国政府はプロパガンダを通じて、市民等の通報者に金銭的報酬を提供することを強調し、その「個人合理性」に訴えかける。第三に、市民等は通報を利用し、地方幹部に抵抗している。したがって通報は、中央政府と市民等の間で潜在的協力関係を構築する制度となっているとする。

しかし、この通報制度には逆機能もあると考えられている。通報の奨励は確かに、中央指導者が統治連合から漏れ

た幹部や地方幹部の違法行為や党紀律違反に関する情報を市民等から低コストで収集し、彼らに対するコントロールを強化することが目的で行われた。しかし同時に、通報は市民の地方の幹部等への抵抗や幹部同士の対立に利用される面もあり、地方の混乱や権威主義体制に対する信頼の低下を招いている可能性もある。

次に第三章では、権威主義体制における治者の情報提供、特に一九九〇年代以降の中国政府による情報リークやプロパガンダの様態が検討される。この時期の流れを振り返ると、まず中央から地方にわたる党・政府・軍隊等の関連機関において、プロパガンダを管理する専門部署が設立された。そして公的メディア（党の機関紙等）と商業メディアの役割が分化し、前者は政治情報、後者は商業コンテンツを中心に提供するようになった。

とりわけ前者の政治情報を扱う党の機関紙、すなわち『人民日報』が読者にメッセージを発する重要評論記事に注目すると、そこにも役割分担や多元性が見て取れるという。このことを実証的に明らかにするために、本章は二〇〇六年から二〇一九年までの『人民日報』の中の社説・「任仲平」を著者名とする幹部の文章・本報評論部文章をはじめとする重要評論のテキストデータを用いて、その内

容分析と時系列分析を行った。分析の結果、第一に、同時に政府の意見や立場を伝える重要評論の全記事に占める割合が増加し、政府からのメッセージが強まっていることが示された。第二に、『人民日報』の社説は中国共産党にとって最も重要な最高指導者の見解や立場、任仲平文章は国家の重要政策と全国的なイベント、本報評論部文章は反腐敗や幹部工作などの具体的事項と社会問題に重点を置く傾向があることがわかった。このように『人民日報』の各重要評論は異なるトピックを扱っており、その役割分担が窺われた。さらに第三として、これらの記事はおおよそ二四の寫作組、つまり執筆グループによって作成されていることを発見した。これらの寫作組は中国共産党や政府のみならず、社会团体や解放軍等の公的機関に由来があり、それぞれの所管事項についての意見や立場を示す評論を発表していることが示唆される。

続く第四章でも、権威主義体制における情報提供のあり方として、『人民日報』の中の読者投書ページの内容が詳細に分析される。中国メディアに関する従来の研究では、商業メディアやインターネット・メディアでは政府機関や幹部を批判する言論も存在するものの、『人民日報』のような政府系メディアは専ら体制維持に資する言論を展開す

ると指摘されてきた。しかし『人民日報』の読者投書ページを例にとると、実際の読者と読者に偽装した記者が書いたものが混在する中で、政府への批判的言論も一部見られるという。本章はこの点に着目し、二〇〇二年一月から二〇二二年一月における『人民日報』の読者投書ページで扱われた七五二件の記事を対象として、構造的トピックスモデルとディープラーニングのアルゴリズムを利用した分析を行った。これを通じて記事が扱ってきた多彩なトピックを析出すると共に、その言論の方向性を「肯定」「応答」「中立」「要請」「批判」という五つのタイプに分類した。

分析の結果、興味深いことに、中央・地方政府に言及した記事における言論の方向性は「批判」が最も多く、全体の約三五%を占めた。名指しでの批判記事が全体の二〇%に上り、名指ししない批判記事より多かった。分析対象の期間中、中央政府機関に対しては八〇回、省級政府機関に対して二三三回、地級政府機関に対して五六四回、県級政府機関に対して九五一回の批判が行われていた。このように批判記事はあるとしても、全体としては地方政府の非効率的行政や地方幹部の不正・腐敗等の詳細を暴くものが多い、民衆が強い不満を抱く公衆衛生・防疫等の問題につい

ては批判されない傾向があった。以上から『人民日報』は、評論や主要な記事では政府に肯定的なプロパガンダ機能を果たしつつも、読者投書ページのような記事では部分的に批判的論調も展開することがわかった。

ここで中国のような権威主義体制において、なぜ政府系メディアで政府批判が行われるのか、という疑問が生じる。先行研究では、権威主義体制では公的メディアによる政府批判は政府指導者の許可を得て行われており、そのコントロールが緩むとメディアの批判が増し、強まると減少するという視点が示されてきた。また、メディアによる批判は社会の「ガス抜き」の役割を果たし、治者が代理人を監視する手段であるともされる。現代中国では典型的に、中央の指導者が「良い中央・悪い地方」という認識を国民に広め、また地方幹部を競争させること等を目的に、地方の政治行政や幹部の批判を許していると指摘されてきた。したがって、中国では政府系メディアは専ら中央政府の意図に沿って批判的記事を展開しているに過ぎないという見方ができる。あるいは、政府系メディアであっても別の理由で批判的記事を掲載する理由があるのだろうか。

この点に迫るために、第五章はまず中国におけるメディアと政府の関係を紹介する。中国でも商業紙は市民の関心

を集めやすい政府批判を展開してきたが、次第に経済利益に直結する商業コンテンツに力点を置くようになった。批判の機能はインターネットの言論空間に引き継がれたため、政府はその検閲を強化しているという。ただし、第四章で取り上げた『人民日報』の読者投書ページのように、政府批判記事が継続して提示される例がある。そこで本章は、政府とメディア機関の他に「ジャーナリスト」という主体に着目し、三者間の関係に関する先行研究を整理した上で、『人民日報』の記者の自律性が批判的記事の背景にあるのではないかという視点から分析を行う。

第四章と同様、『人民日報』の読者投書ページのテキストデータに基づき、内容に関する質的考察と、線形混合モデル・重回帰分析による量的検証が行われた。後者については内生性の問題を軽減するために、共変量バランスング傾向スコア(CBPS)法によるデータ・マッチングも行っている。その結果、時系列的には、地方の政治・行政に対する批判記事が提示された後に中央政府による「改革」が提示されるという流れが看取され、やはり中央政府がその正統性や権威を高めるために同ページのような場を利用している可能性が示唆された。同時に、胡錦濤時代は比較的メディア統制が緩やかであったことも関係してか、読者投

書ページにおける批判は大胆なものであった。中でも、『人民日報』の組織再編によって廃止された元群衆工作部の記者たちによる記事は、記者の不満からか、特に批判性が強かった。しかし習近平時代以降は言論統制が厳しさを増したことを示唆するように、読者投書ページ自体も批判的論調も減少していることが示された。そこで読者投書ページでは問題に対する「批判」に代わり、問題に対処するように求める「要請」の論調が強くなった。この結果に本章は、政府系メディアでも政府批判記事が掲載される政治的・時代的背景と、記者のある程度の自律性の影響を見るのである。

このようなメディアを通じた情報発信は、市民を含めた国内の多様な主体に向けたメッセージであると言えるが、より局所的な情報のコントロールやコミュニケーションもまた、権威主義体制にとって意味があると考えられる。その例として、第六章では社会に知識や技術を供給し、世論にも影響を与える可能性がある「知識分子」、特に「研究者」と政府との関係において、政府による情報のコントロールやコミュニケーションが果たす機能を分析・考察する。まず歴史的経緯を振り返ると、「改革・開放」路線時代には多くの研究者が中国政府に対して反対の立場を取ってい

ものの、その後は政府と協力する研究者が増加しているという。研究者たちは党国体制と緊密な関係を築き、自らの研究を通じて党の統治の正統性を主張し、政府の重要政策の実現に助言を提供する場合がある。質的研究方法を用いた先行研究によれば、研究者がこのような協力を示す背景には、伝統的な中国文化の影響、政治的圧力、及びパトローネージ等があるとされてきた。ただし、これに関する量的分析による裏付けは不足しているため、本章では公開されている一九九一年から二〇一九年までに中国国家社会科学基金によって行われた二八八四件の研究プロジェクトデータを用いて、研究内容やそれに与える要因について分析を行った。

文書内の特定語の重要性を測定する「TF-IDF」手法を用いて、江沢民時代・胡錦濤時代・習近平時代における研究題目のキーワードを特定した結果、これらの時代間のアイデアオロギー差異に沿ってか、研究題目のキーワードが変化していることがわかった。また機械学習の手法の一つであるサポートベクターマシン(SVM)を用いて、社会科学の研究プロジェクトを政府に協力的な「高協力度研究」(一八七六八件、六四・九八%)とそうとは特定できない「低協力度研究」(一〇一一六件、三五・〇二%)とに分類し

た。その後、分類結果を従属変数としたロジット回帰分析を行った。その結果、党学校・社会科学学院など政府のシンクタンクに所属する研究者が大学教員よりも多くの高協力度研究に従事していることが示され、政治的圧力が強い環境ほど高協力度研究が促されることが明らかとなった。また、研究資金が研究者を高協力度研究に動員する手段として機能していることも示された。一方で、若手研究者の方がキャリア形成のために高協力度研究を行うといった傾向はなく、これに関する先行研究の見解を修正する結果となった。さらに、ある領域において政府が評価した研究(表彰されたり政策形成に活かされたりしたもの)の中で、高協力度研究が占める割合が高いことは、研究者をして「政府に協力的な研究の方が評価され、自分の研究が活きる」と認識させるシグナルになり得る。実際にこうした情報は、研究者に高協力度研究を促していた。本章はこれを、政府の情報発信と研究者とのコミュニケーションの効果と考えている。

最後に終章は、本論文全体の質的・量的な実証分析や意義を要約した後、比較政治学と中国政治研究に対する含意を示し、また本論文に残された課題と展望を述べている。本論文は現代中国を事例として、権威主義体制の指導者が

政権維持を図るために、また多様な対象の協力を調達するために、如何に情報を活用しているか、その様態を分析した。通報を行う市民や知識提供を行う研究者のように協力する主体もあれば、ジャーナリストのように自律性を示す主体もある。中国のような権威主義体制においても、情報の活用のあり方や効果は多元的であることが示唆されるのである。

評 価

本論文は、権威主義体制、特に現代の中国政府が統治の維持や国内の協力調達のために、如何に「情報」を活用してきたかについて、理論的かつ実証的に明らかにすることを目指した。結果として、権威主義体制の統治メカニズムやその課題に関する理解に、具体的な示唆を与えるものとなった。その価値は、以下の三点にまとめられる。

第一に評価できる点として、これまで中国に関する研究者が議論してきた政府の情報活用について、実証的に説明しようとしたことである。例えば『人民日報』の記事について、研究者は様々な官僚機構・公的機関の各部分の立場や見解が反映されている可能性を指摘してきた。これについて本論文は、署名のある評論の「署名人」が、それぞれ

いかなる機構を代表するのかを特定した。これら「署名人」あるいは写作組は、党の機構だけでなく、国務院や人民解放軍、そして全国総工会などの「大衆団体」も含まれるとする。本論文が示した「写作組」一覧は、『人民日報』を重要資料として利用する中国研究者にとって価値ある情報となると考えられる。また読者投書ページについては、近年は政治的統制の強まりから記事数は少なくなっているものの、それでも中央政府機関が批判され続けていること、チベット自治区政府は批判を免れていること、政府の公衆衛生と防疫に関する措置については批判が見当たらないなど、興味深い知見・指摘が提示されている。こうした発見は、質量両面からの検討によって生まれたものと評価できる。

第二に、中国における情報の活用が、必ずしも政府にとってプラスの効果のみを生むのではないことを示している点である。例えば習近平政権によって奨励されている市民からの通報は、中央の指導者が地方の幹部に関する情報を低コストで収集するための手段であり、しばしば腐敗の温床になりやすい地方政府や幹部の監視を中央政府と市民が共同で行うための手段ともなっているという。他方で、通報は幹部同士が互いに虚偽情報を用いて攻撃するための政

治的手段ともなり、また基層政府に対する市民の信頼を損ない、体制全体に対する信頼を低下させる可能性が指摘されている。つまり、中国の権威主義体制が必ずしも自らの利益にならないことを制度化していることを示唆する。

第三に評価できる点は、本論文が『人民日報』の記事や中国の研究プロジェクトの内容等の大規模な質的・量的データを、最先端の方法を駆使して分析していることである。テキストデータ分析における構造的トピックモデルの採用、機械学習による分類、マッチングによる因果推論の効率化といった手法の応用は、政治学における情報解析手法の今日の水準を示すものであり、文書に基づく研究の方法論の洗練化に寄与する試みと言える。以上の点から、本論文はサブスタンスとメソッドの両面で貢献を目指したものと評価できる。

しかし、無論本論文にもいくつかの課題が残されている。まず研究の骨子となる理論的枠組みについては、権威主義体制における治者と被治者の関係と情報の役割に関して、例えば展開系のフォーマル・モデル等を使ってより堅固に構築する必要があったのではないか。現状では、治者が反抗抑圧戦略と協力調達戦略を選択するメカニズムの説得力が不足しており、またこの理論的枠組みと各章における実

証分析の繋がりも明瞭でないという印象を受ける。そして後者の実証分析に関しても、変数の作成法やラベル付け、結果の解釈に疑問が残る面もあった。本論文は政府の情報活用の実態を明らかにしているとしても、その「効果」を明らかにしているわけではない。このことについては、中国国内で調査や実験を行う等、別の手法を用いて接近することも可能だったのではないか。

また研究のサブスタンスに関わるものとしては、歴史への振り返り等を含めたさらに深い検討・考察が必要だったのではないかという点がある。例えば、『人民日報』が中央政府に対する批判記事を掲載することがあるのはなぜか。このことについては、毛沢東による「百花斉放・百家争鳴」の提唱が代表するような、歴史的に寛容な統治文化も関係している可能性もある。現代中国の問題に関わる事例やトピックは具体的に調査・分析されているものの、中・長期にわたって全体を貫貫する「大きな絵」としての含意が欲しかったとも言える。

以上のような課題があるからといって、それは本論文が権威主義体制、とりわけ中国における情報活用の様態を実証的に迫ったという点で、学術的貢献を為した価値を損なうものではない。よって、本論文が博士（法学、慶應義塾

大学)の学位を与えるにふさわしい学識を示したものと認める。

令和七年二月二六日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	谷口 尚子
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	高橋 伸夫
副査	慶應義塾大学法学部教授 博士(法学)	築山 宏樹